

令和 7 年度 第 2 回

高野町農業委員会 定例会

議 事 録

令和 7 年 6 月 2 0 日開催

高野町農業委員会

令和7年度 第2回 高野町農業委員会 定例会

下記のとおり、高野町農業委員会定例会を招集した。

開催日時 令和7年6月20日（金）

●開会時刻 午前10時00分開会

●開催場所 高野山テレワークセンター（旧管理棟）

●出席委員 1番 森脇 伸宣 2番 柳 葵 3番 木村 金男
5番 梶部 起左子 6番 西辻 政親 7番 井手上 治己
9番 井阪 晴美 10番 下名迫 勝實

以上8名出席

●出席推進委員 眞野 弘和

以上1名出席

●欠席委員 4番 泉平 和廣 8番 上田 静可

以上2名欠席

●欠席推進委員 山本 和英

以上1名欠席

●事務局員 事務局長 田輪 文香
事務局員 松本 斉・溝端 英人・関口 翔太

●議事事項 議案第4号 「農地法第3条の規定による許可申請」について
議案第5号 「農地法第2条非農地証明付申請の承認」について
その他

●議事内容 次のとおり

*****午前10時00分 開会*****

事務局（松本 斉） おはようございます。
定刻となりましたので、令和7年度第2回高野町農業委員会定例会を開催いたします。
さて、本委員会ですが、本日出席委員9名、欠席委員3名欠席委員の内訳としまして、4番 泉平委員・8番 上田委員、山本推進委員が欠席となっています。
高野町農業委員会会議規則第10条による規定数を超えていますので、本日の本委員会は成立していますのでご報告いたします。
それでは、事務局長よりご挨拶お願いいたします。

事務局長（田輪文香） おはようございます。
梅雨とは思えないほど、暑い日が続いています。
皆さんも農作業などされる際は、熱中症に十分お気をつけください。
できるだけ午前中や夕方など、涼しい時間帯の作業を心がけていただければと思います。
想定外の天候が続き、なかなか雨も降らず、野菜などにも少し影響が出ているのではないかと心配しております。
雨が少なすぎても困りますし、気温が高すぎても大変ですね。
ご自身の体調も含めて、どうか無理のないように、いろいろ気をつけながらお過ごしください。
本日、また議題ありますので、皆さん宜しくお願いします。

事務局（松本 斉） はい、ありがとうございました。
つづきまして、高野町農業委員会第29条に基づく議事録署名委員を事前に議長よりご指名いただいております。本日の署名委員は5番 梶部委員、6番 西辻委員よろしくおねがいします。
つづきまして、議長の選出について、高野町農業委員会規則第9条により当委員会の会長となっておりますので、柳会長よろしくおねがいします。

議長 あらためまして、おはようございます。
さきほど課長もおっしゃっていましたが、健康はやっぱり自分自身で守っていくものだと思います。
健康にかぎらず、皆さんも、日々いろいろなことでご苦労されているかと思います。
来週にはまた梅雨に戻る、ということを天気予報でも言っていました。

最近は天候も不安定で、季節の移り変わりもなんだか妙な感じですが、そんな中でも気持ちをしっかり持って、行うべきことを頑張っていきたいと思っています。

それでは次第に沿って行いたいと思います。

議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請」について事務局より説明をお願いします。

事務局（松本 斉）

それでは説明させていただきます。

議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について農地法第3条第1項の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。

令和7年6月20日提出

高野町農業委員会 会長 柳 葵

今回の申請は、・・件でございます。農地の所在、・・・・・・番他・・筆になります。

場所については、・・ページの航空写真をご覧ください。

登記簿地目は・・、・・。現況地目は・・、・・です。

面積は合計・・・・・・㎡です。権利の種別は、・・・・による・・・・の・・・・です。

譲渡人の住所、氏名、・・・・・・番地、・・・・・・氏。申請事由は、・・・・・・の・・・・によるものです。

譲受人の住所、氏名は・・・・・・番地の・・・・・・氏です。申請事由としましては、・・・・を行うとのことです。

補足説明としまして、現地調査につきましては、6月18日に、事務局と木村委員と井阪委員と実施いたしました。

詳細については、・・ページの調査書をごらんください。

1号の全部効率化要件については、・・・・の栽培を行うとともに、所有する機械の能力、農作業に従事する状況から見て、耕作事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれるため該当しません。

また、2号の法人要件及び3号の信託要件については、・・・・のため適用はありません。

4号の農作業従事要件については、譲受人が年間・・・・日農作業に従事すると見込まれる計画であるため該当しません。

5号の下限面積については、下限面積撤廃により該当しません。

また、6号については、所有者以外の権限で耕作している者がいないため該当しません。

次に、7号の地域調和要件については、取得する農地で・・・・の栽培を行い、効率的な営農を目指すとのことです。今回の申請地の位置から見て、農作業の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は

生じないものと考えられます。

以上のとおり、書類審査及び現地調査したところ、農地法第3条第2項の各号には該当しないので、許可相当と考えております。以上です。ご審議をお願いします。

議長

ありがとうございます。

それでは現地調査報告について木村委員さんよろしくをお願いします。

木村委員

3番木村です。案第4号について、令和7年6月18日に事務局松本係長と共に現地調査を行いました。

当該申請地に於いて、農地は現在耕作されていませんが、今回取得の農地で・、・等の栽培を行い、安定的な営農を目的としていることから引き続き取得した農地も効率的に耕作することが見込まれます。

事務局説明のとおり現地において、農地法第3条の許可相当と判断しました。報告を終わります。

議長

はい、ありがとうございます。

続いて、井阪委員をお願いします。

井阪委員

9番井阪です。

議案第4号について、令和7年6月18日に事務局松本係長と共に現地調査を行いました。

当該申請地に於いては、現在、耕作されています。今回取得の農地は・・・・・が設定されています。

農地取得後も相手農家さんの希望により・・・・・を継続することです。事務局説明のとおり現地において、農地法第3条の許可相当と判断しました。

報告を終わります。

議長

はい、ありがとうございました。

木村委員さんと井阪委員さんの報告聞きましたけど、なにかご質問ご意見ございませんか。

えーと、何か無いですか。無かったらいいですけど、二つとも深床になっている場所ですね。

井阪委員

すみません 9番井阪です。・・・のほうは耕作されていて耕作されるのですが、・・・のほうはこれあの・・・さん・われた時

からこんな状態で、現地はこんなに草も刈られず管理もされず、そのまま何年か来たと思いますけど。

あの続いて、・・・さんかな、この人も作れるようなこと出来るかな。

そういう心配だけですけど。

事務局（松本 斉）

あの、聞き取りの方行いました。

現状、結構な状態にあるけれども、大丈夫ですかと言うことも確認しました。

旦那さん・・・なのですけど、本人が好きみたいです。

すぐには出来ないとのですけど、・・・の方なので・・・をしながらにはなりますが、・・・していきたいとのことです。

いま、・・・も高いということもあるので、近所の農家さんに教えてもらって、米も作って行きたいとのことです。

井阪委員

奥さんは勤めていますか。

事務局（松本 斉）

・・・さんは・・・の・・・をされているみたいで、基本的に昼間は時間があるようなのです。

農作業にも興味があったという、・・・さんも休みの日は・・・に来て農業をしたいとのことです。

まだ、・・・歳代あたりだったと思います。

井阪委員

・・・歳とのことです。声かけは近くの農家って、ウチになると思います。ぜひ田を復活することを願っています。

頑張って作ってやってください。

議長

・・・さんが・・・つくっているのでは。

契約はどうなってますか。

事務局（松本 斉）

・・・さんに・・・を貸すことを条件にの契約となっています。

議長

わかりました。

ほかにありませんか。

ほかにご意見が無いようですので、議案第4号については可決したいと思います。

続きまして、議案第5号「農地法第2条非農地証明交付申請の承認」についてについて事務局より説明願います。

事務局（松本 齊） 議案第５号 農地法第２条非農地証明交付申請について
別添の農地について、農地法第２条の農地でない旨の証明願いがあ
ったので審議願いたい。
令和７年６月２０日提出 高野町農業委員会 会長 柳 葵
今回の申請は、１件でございます。
農地の所在、・・・・・・・・・・番地・・ 他・・・・・筆
場所につきましては、・・ページの地図をご覧ください。
合計面積は、・・・・・・・・平方メートル、申請者の住所氏名
は、・・・・・・・・・・、・・・・・・氏です。
現地調査につきましては、６月１８日事務局と井阪委員と実施いた
しました。後ほど、報告をおねがいします。
昭和・・年頃に・・を・・てたとのことで、現在も・・が・・っている状
態です。これ、農地法が・・される前に・・が・・っていた状況です。・・
が・・っているため、農地への復旧は不可能と考えます。
以上１件につきまして、現地確認及び書類審査いたしました結果、
申請に必要な書類は全て添付されており、農地法第２条の非農地証明
の承認について承認相当と判断しました。以上です。
ご審議をお願いします。

議長 はい、ありがとうございます。
続きまして、井阪委員をお願いします。

井阪委員 ９番 井阪です。
議案第５号について、令和７年６月１８日に事務局松本係長と共に
現地調査を行いました。
当該申請地においては、現在、・・が・・っており農地としての復元は困
難であると考えます。
また、周辺農地において営農等に影響を及ぼす恐れがないことから、
本案件については、許可相当と判断しています。
以上で報告を終わります。

議長 はい、ありがとうございました。ただいま事務局及び担当農業委員
より説明等がありましたが、ご意見、ご質疑等ございませんか。

木村委員 これは、二つになりますので。

事務局（松本 齊） そうですね・・の部分と・・の部分の農地の状態で・・が・・っていた。・・
とかよくあるパターンで・・で・・・・・されていってます。

議長 ご意見等が無いようですので、議案第５号について可決したい

と思います。以上で予定していました議案審議は全て終了しました。
事務局より何かありますか。

事務局（松本 斉） 遅くなりましたが、本日ファイルをご用意いたしましたのでご使用
ください。

併せて、農薬等に関するチラシもお目通しください。

今朝、事務局長からのご挨拶の中でも触れられておりましたが、熱
中症対策の一環として、ステッカーを配布させていただいております。
よろしければご活用ください。

特に熱中症には十分ご注意いただき、水分補給などを心がけて頂く
よう、よろしくお願いいたします。

花坂地区にある高野町所有の農地についてですが、小学校のプールの
下に位置しており、管理は総務課が所管しております。

そのため、草刈り等の保全管理は総務課で実施していますが、推進
委員や農業委員の皆さまの中で、「農地を買いたい」「畑や田んぼをや
りたい」といったご希望がありましたら、花坂地区にある農地につい
て優先的にご案内したいと考えております。

本日は上田委員が欠席されていますが、この件については斡旋を優
先的に行いたいと考えています。

昨年、新城の移住者の方から水稻に関するお話がありましたが、苗
の準備ができなかったため、稲作は断念されました。

ただ、来年には改めてご希望があるかと思われますので、その際には
こちらから斡旋をさせていただく予定です。

農業委員の皆さまには、そのような経緯があったことを共有いただき、
あわせて今後の案内などもお願いしたく、ご連絡させて頂きました。

どうぞよろしくお願いいたします。

事務局長（田輪文香） 一件だけ確認したいことがあるのですが、昨年度、富貴地域の
方から「町で自動草刈り機（リモコン式）を備えて、貸し出してもら
えないか」というご相談がありました。

その際、富貴支所の久保支所長から農業委員会にもお声がけがあ
ったと聞いています。

そこでお伺いしたいのですが、もしそのような機械があれば、皆さ
ん実際に活用されるお考えはあるでしょうか。

リモコン操作で中に入らずに作業ができるため、便利ではあると思
うのですが、借りて使いたいという声がどの程度あるのか、ご意見を
伺えればと思います。

耕作地については、一度利用されたあと、次に使われないケースが
多いように思いますが、耕作放棄地も同様に、一度借りた方が、再度

(2回目)は借りないという傾向があるのでしょうか。あわせてご意見を頂けると助かります。

井阪委員

9番井阪です

うちのほうにも久保さんに来て頂きましたが、だいたいみんな、自分のところで草刈機を持っています。

特に富貴のように傾斜地が多く、斜面もきついため、リモコン草刈機のような機械は使われません。

ですので、私たちは自分のところに機械があるから「必要ない」とお伝えしたのですが、ほとんどの方が「使う場所がない」とおっしゃっていました。

森島くんにも聞いたところ、彼の作っている場所でも、「そういった機械を使えるような場所はない」と言っていました。

彼の作っている地区ですが、あそこは畦道も狭いですし機械を入れるのは難しいと思います。

それを使える場所がないから「いらない」と言っているのは、そういう意味なのではないでしょうか。

他の方の意見は分かりませんが、あれば便利かもしれませんね。

事務局長(田輪文香) わかりました、ありがとうございます。

下名迫委員

10番下名迫 あれば便利かもしれませんが、今のところ私たちはまだ耕作を続けていますので今すぐには必要ないかな。

年を重ねて作業が難しくなった時には、利用させてもらうことがあるかもしれませんが、現時点では、とりあえずはいいかな、という感じです。

議長

それぞれの家で事情は違うと思いますが、うちは欲しいなと思っています。

耕作が空いているところもありますし、借りて使いたい場所もあるので。

事務局長(田輪文香) リモコンのやつですね。

木村委員

試運転はできていましたよね。

どのメーカーのものかまでは分かりませんが、確か小型のものを2台持ってきていたと思います。いや、3台だったかな。リモコン式のやつですね。

事務局長(田輪文香) 使い方は簡単なのですかね。

議長 リモコンなんて、ああいうのは触っているうちに慣れていくものじゃないですか。

一度練習すれば十分使えると思うんですけど。

事務局長（田輪文香） 高野町で仕入れた場合
富貴以外でも花坂とか、細川とか、富貴だけではなく全地域に貸出
になると思います。

井阪委員　すみません、9番井阪です。

もし購入して貸し出してもらえるのであればありがたいのですが、たとえば除雪機のように、ちゃんと置いてはあっても、実際には使う人がいなくて、何年もそのままということもありますよね。

無駄にならなければ良いのですが、そういった点が少し気になります。

木村委員　　今、井阪さんもおっしゃっていましたが、草刈機について聞いたところ、費用が５００万～６００万円くらいかかるそうです。

　もしそれだけのお金をかけて、多くの放牧地があるなら借り手もいると思いますが、現状ではなかなか難しいですね。

　この前、学校の上のロビンさんが草刈りをされていて、リモコン操作の黄色い機械で、斜面のところを家の上までずっと草刈りしていました。

　あれは借り物だったそうです。

　ちなみに、農作業をしていない人が借りる場合は、１７，０００円とのこと。

議長 一日レンタル。

木村委員 そんな話をしていましたね。農業をしている人は、もう少し安く借りられるとも聞きました。

 でも、富貴で農業をしている人が、あの機械で草を刈る場所って、さっき下名迫さんもおっしゃっていたように、畦とか、限られたところしかないのですよね。

 ほかに刈れるとしたら、休田とか、荒れてしまっている場所くらいでしょうか。

下名迫委員 レンタルで借りられるようになればいいのですが、町で導入してくれたら、もっと利用しやすくなるじゃないかと思います。その場合、リース料はいくらくらいで貸し出すことになるのでしょうか。

井阪委員 高野口か、どこかその近くにレンタルの会社があるはずなので、そこから借りたらいいのではないのでしょうか。
年に何度も使えるなら、そのほうが現実的かもしれませんね。

事務局長（田輪文香） 町で購入した場合、無償で貸し出すことになると思います。
もし町が所有して無料で貸すとなると、利用者の負担は燃料代だけとなるかな。
ただ、そのあたりまではまだ具体的に想定していないのが現状です。
とはいえ、耕作放棄地が少しでも減るのは良いことだと思います。
ただ、そういった機械の操作に慣れていない方もおられますし、場所によっては立地条件に課題があるケースもあるため、実際の運用には工夫が必要かもしれません。

井阪委員 うちのところは、機械を入れる場所がないのですわ。どっちにしても無理なのです。

下名迫委員 それに、自分たちはもう田んぼを作れないです。
やっぱり、立地条件というのがあって、場所によってはどうしても作業がしづらいところもありますよね。

木村委員 もう少し価格が安ければと思います。
町で導入してもらうにしても、500～600万円となると町費を使う以上、慎重になるのも当然かと思います。
その話が出てから、行政報告会でも話題になりまして、家に帰ってからインターネットで調べてみたところ、40～50万円ほどの機械もあるようでした。
ただ、実際のサイズなどは見えていないので、画面上ではスケール感が分からないのですけどね。
もしそれくらいの価格で購入できるなら、それも良いかなと思いました。
たとえば車の中でクーラーを効かせながら操作できるようなものであれば、便利じゃないかなと思ったりもしました。
動かすのは簡単やと思うのですけど。
でも、下名迫さんみたいに「もう耕作をやめてから使いたい」とおっしゃる方もいます。
そう考えると、導入するにはまだ少し早いかなとも思います。
まだまだ皆さん頑張っておられますしね。

井阪委員 そりゃ、自分が楽になるので、それは構わないのですが、

どこまで使いこなせるのか、実際に使えるのかと考えると疑問です。
それに、誰が使うのかという問題もあります。

もし、４００～５００万円もかけて購入するのであれば、レンタルで利用したほうが安く済むのではないのでしょうか。

事務局長（田輪文香）そういったものに補助を出すのも、一つの方法ではないかと思いません。

維持費もかかってきますし、その点も考慮が必要ですね。

木村委員

購入するにしても、価格が高ければ修理代もそれなりにかかりますし、維持していくのも大変だと思います。

誰が維持・管理するのかという点もありますし、もしかすると観光振興課が担当することになるかもしれませんが、それもまた負担になるでしょう。

それに、この前見に行ったときのように、草が伸びすぎてしまっていると、機械でも刈りにくいですし、一度刈った後に、少し伸びた草を整える程度であれば使いやすいのかもしれないですね。

事務局長（田輪文香）将来的には、皆さんが高齢になったり、体が思うように動かなくなったりすることもあります。

また、近年のような猛暑の中で、草刈り作業に多くの時間を費やすのは大変なことです。

本日のご意見も、今後の参考にさせていただきます。

今後は、農業委員さんだけでなく、その他の方々からもさまざまなご意見が寄せられるかもしれません。

全体の状況を踏まえながら、検討を進めていきたいと考えています。

議長

なにかご質問等、ご意見ございませんか？

無いようですので、今日の会議はこれで終わりとしたいと思います。

どうも、ありがとうございました。

*****午前１０時３１分閉会*****

この会議録は、高野町農業委員会事務局で作成したものであるが、その内容の正当なことを証するため、ここに署名する。

令和7年 月 日

会 長 _____

署名委員 5 番 _____

署名委員 6 番 _____